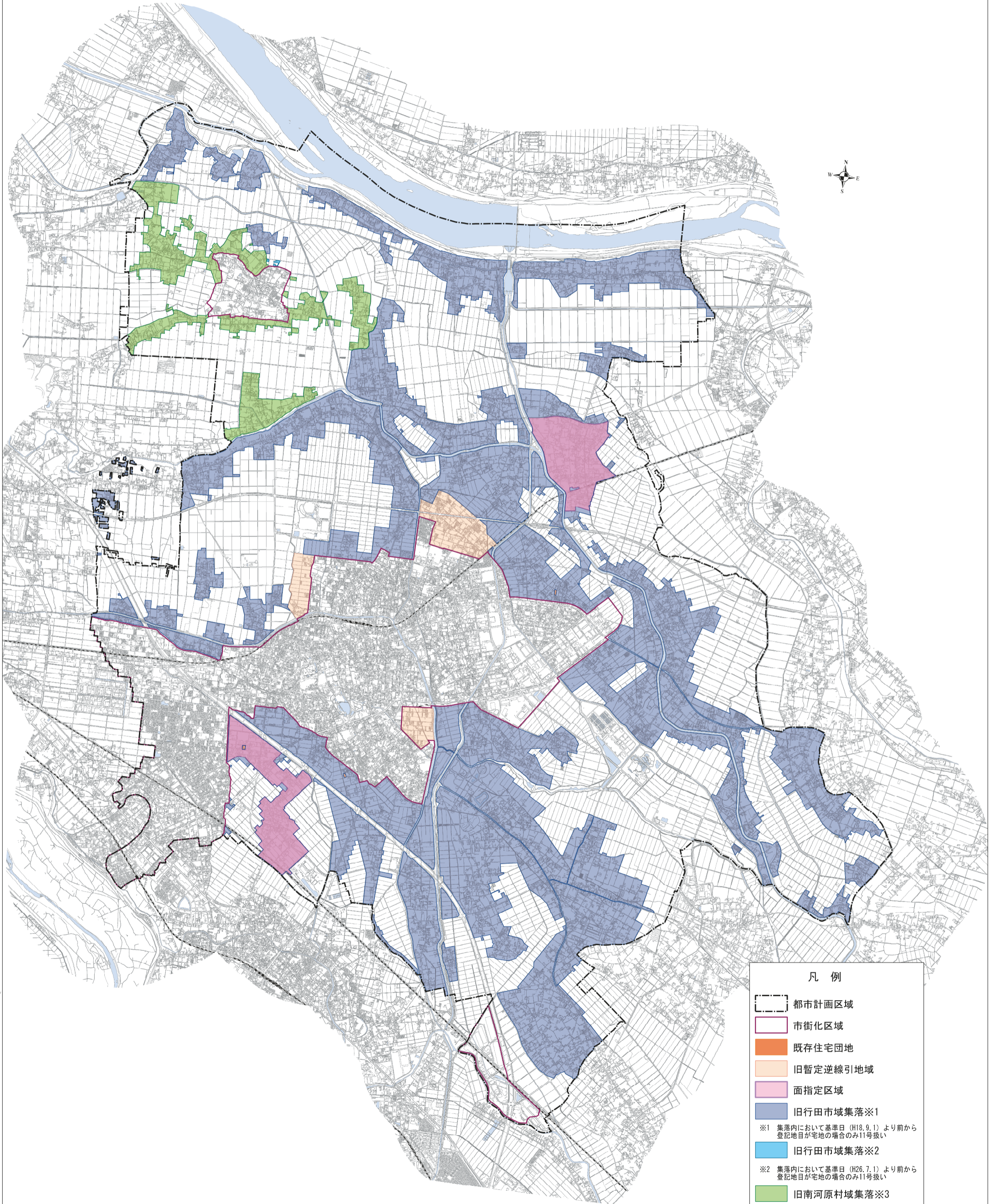


行田市 都市計画法第34条第11号 指定区域図



- 凡例
- 都市計画区域
 - 市街化区域
 - 既存住宅団地
 - 旧暫定逆線引地域
 - 面指定区域
 - 旧行田市域集落※1
 - ※1 集落内において基準日（H18.9.1）より前から登記地目が宅地の場合のみ11号扱い
 - 旧行田市域集落※2
 - ※2 集落内において基準日（H26.7.1）より前から登記地目が宅地の場合のみ11号扱い
 - 旧南河原村域集落※3
 - ※3 集落内において基準日（H27.7.1）より前から登記地目が宅地の場合のみ11号扱い
 - ※ 行田市洪水ハザードマップにおける、洪水浸水想定区域浸水深3.0m以上、及び家屋倒壊等はん濫想定区域を除く
 - ※ 都市計画法第11条第1項に規定される都市計画施設を除く

1:15,000

